

岐阜県DX推進コンソーシアム デジタルインボイス活用促進事業

デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、岐阜県DX推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が実施するデジタルインボイス活用促進事業において、株式会社ミライコミュニケーションネットワークが構築した「デジタルインボイス連携基盤」の活用を促進する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金交付対象期間)

第4条 補助金の交付対象となる期間は、交付決定のあった日より令和7年2月末日

までの期間とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な添付書類を添えて、別に定める期日までに、理事長に対し提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行うものとする。

- 2 理事長は、補助金の適正な交付のため必要と認めるときは、補助事業に係る事項について修正を指示、又は条件を付することができる。
- 3 理事長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容（条件を付した場合にあっては、当該条件を含む。）を別記第2号様式により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 前条第2項の規定により、補助事業に付す条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更（理事長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、理事長の承認を受けること。
 - 二 補助事業が予定の期間内に完了しない場合においては、速やかに理事長に遅延の報告をして承認を受けること。
 - 三 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること
 - 四 その他理事長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による補助事業の内容の軽微な変更は、次のとおりとする。
- 一 調達価格50万円未満の契約の追加及び変更
 - 二 補助金の交付の目的又は補助事業の内容に影響を及ぼさない範囲の変更及び補助事業の細部の変更

(変更承認申請等)

第8条 補助金の交付決定を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の規定による承認が必要となったときは、理事長に対し、それぞれ次に掲げる書類を提出して申請しなければならない。

- 一 補助事業内容変更承認申請 別記第3号様式
 - 二 補助事業遅延・中止（廃止）承認申請 別記第4号様式
- 2 第6条の規定は、前項の申請を承認したことにより、交付決定の内容を変更する必要がある場合について準用する。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定の日から10日以内に別記第5号様式により交付申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第10条 理事長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 理事長が、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 二 補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業者が補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 3 第1項の規定により、交付決定の取消し等をした場合は、速やかにその決定の内容（条件を付した場合にあっては、当該条件を含む。）を補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の遂行)

- 第11条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他本要綱に基づく理事長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(遂行状況報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業の実施状況について、理事長の求めに応じて別に定める期日までに、補助事業遂行状況報告書（別記第6号様式）を作成し、理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ補助事業の遂行状況について調査することができる。

(補助事業の遂行等の命令)

- 第13条 理事長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 理事長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 3 理事長は、前項の規定により、補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を理事長の指定する日までに執らないときは、第18条第1項の規定により、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するものとする。

(実績報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止又は中止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記第7号様式）に必要な書類を添えて理事長に報告しなければならない。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止又は中止

の承認を受けた場合は承認の日。) から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の額の確定等)

第15条 理事長は、補助事業の完了に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知(別記第8号様式)により、補助事業者に対して通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 理事長は、補助事業の完了に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第14条第1項の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付等)

第17条 補助金は、第15条の規定により補助金の額の確定後において交付する。ただし理事長が交付の目的を達成するために必要があると認める場合は、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記第9号様式、別記第9号様式の2)を理事長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、額の確定通知を受けた場合は、通知の日から7日以内に補助金交付請求書を提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 理事長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は本要綱に基づく理事長の指示に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 第1項の規定により、交付決定を取り消した場合は、速やかにその決定の内容を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 理事長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して理事長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 一 1件当たりの取得価格又は価値の増加価格が50万円以上の財産
 - 二 その他理事長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
- 2 前項の規定により、理事長の承認を受けようとする場合は、申請書(別記第10号様式)を提出しなければならない。
- 3 補助事業者が、第1項の承認を受けた場合における当該承認に係る財産の処分は残簿価格にて行うものとし、理事長は、補助事業者に対し、その対価を岐阜県DX推進コンソーシアムに納付させるものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産について、その台帳(別記第10号様式の2)を設け、その管理状況を明らかにしておくとともに、補助事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従った効率的運用を図らなければならない。

(立入検査等)

第21条 理事長は、補助金交付事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は関係職員に補助事業の関係者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度以降の5年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第23条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権(以下「産業財産権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願、若しくは取得した場合又は産業財産権を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、第14条第1項に規定する実績報告書又は第24条に規定する事業実施状況等報告書にその旨を記載しなければならない。

(事業実施状況等報告)

第24条 補助事業者は、理事長から要求があった場合は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後3年間、当該補助事業の過去の事業実施状況等について、報告書(別記第11号様式)に記載し、速やかに、理事長に報告しなければならない。

(成果の発表)

第25条 理事長は、補助事業で実施した事業内容を補助事業者に発表させることができるものとする。

(暴力団の排除)

- 第26条 第5条の規定による申請があつた場合において、申請者が第2条各号に該当するときは、理事長はその者に対して補助金を交付しないものとする。
- 2 理事長が第6条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条各号に該当することが明らかになったときは、第18条の規定により補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、第19条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

- 第27条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費

種別	内容	補助率 / 補助限度額
人件費	補助事業者と雇用契約を締結した者による、補助事業に直接携わった業務時間に対する人件費	補助対象経費に 1/2 を乗じて得た額以内の額 (補助上限 100 万円)
謝金	補助事業で設置した会議等における専門家等による指導、助言等を受けるための経費	
旅費	人件費又は謝金の支払対象となる者が補助事業を直接実施するために必要な旅費	
備品費	補助事業で専ら使用する物品及びソフトウェア等の取得に要する経費のうち、使用可能期間が1年以上かつ取得価額が10万円以上のもの	
消耗品費	補助事業で専ら使用する物品及びソフトウェア等の取得に要する経費のうち、使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のもの	
賃借料	補助事業で専ら使用する物品やソフトウェア、サービス等を借用又は利用する際の経費	
外注費	補助事業の業務の一部を外注又は委託するために外部に支払われる経費。	
その他	補助事業を実施するために必要な経費で、いずれの種別にも該当しないもの	

注1 システム開発に係る人件費の額の算定は、健康保険等級による等級単価で示された時間単価を時間給額として算定した費用とし、それにより難い場合は別に定める。また、従事者一人当たり190時間/月を補助対象の上限とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 支払は原則として銀行振込のみとする（他の取引との相殺払による支払、手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、各種ポイント、ファクタリング（債権譲渡）による支払、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払は認めない）。
- 4 以下の経費は、補助対象外とする。
 - (1) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収、支払等を実施したもの
 - (2) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
 - (3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（補助事業で整備した物品等に直接接続され、補助事業で専ら使用するものを除く。）
 - (4) 商品券等の金券、収入印紙及び振込等手数料（代引手数料を含む。）
 - (5) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
 - (6) 飲食、奢侈(しゃし)、娯楽、接待等の費用
 - (7) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
 - (8) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
 - (9) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
 - (10) 使用実績の把握が困難な原材料費、消耗品費
 - (11) 各種保険料、借入金などの支払利息及び遅延損害金
 - (12) 補助金事業計画書等の書類作成及び送付に係る費用

- (13) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、共用資材などをいう。）の購入費
- (14) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (15) 機械装置等の設置場所の整備工事又は基礎工事
- (16) 自社及び関係会社（会社法及び財務諸表規則定義によるものをいう。）が製造販売等をする商品等の購入費
- (17) 自社及び関係会社との取引（調査連携費による研究機関の調査研究費及び公的機関の検査手数料、施設使用料等を除く。）
- (18) 公の秩序又は善良の風俗に反することを掲げ又はそれらの行為を行っている者との取引に係る経費
- (19) 岐阜県内に本社がある企業・団体以外の所有物（財産台帳記載）となるもの
- (20) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

岐阜県DX推進コンソーシアム理事長 様

住 所
名 称 （企業名）
（職、代表者氏名）

岐阜県DX推進コンソーシアム デジタルインボイス活用促進事業
デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記の通り申請します。補助金の交付申請するに当たり、要綱の規定に従う事を確約します。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙事業計画書のとおり

2 補助事業の予定期間

交付決定日 から 令和7年2月末日

3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

（1）補助事業に要する経費 円

（2）補助金交付申請額（千円未満切捨て） 円

別記第1号様式 別紙1

事業計画書

1 申請者の概要

ふりがな 名称（企業名）	
代表者職名 / 氏名	
所在地	〒
法人番号	
電話番号	

事業責任者

所属部署名 職名 / 氏名	
電子メールアドレス	※事務局発行の書類（PDF データ）の受信及び御社提出の書類の発信ができるアドレスとしてください。
電話番号	※企業欄と同じ場合は、本行削除
所在地	※企業欄と同じ場合は、本行削除

事業経理担当者

所属部署名 職名 / 氏名	※事業担当者と同じ場合は「事業担当者と同じ」と記載
電子メールアドレス	※事業担当者と同じ場合は「事業担当者と同じ」と記載
電話番号	※事業担当者欄と同じ場合は、本行削除
所在地	※事業担当者欄と同じ場合は、本行削除

※経理担当者が複数の場合は、経理担当者欄を適宜追加すること。

2 事業内容
【実施計画】

【実施体制】

※どのような組織体制で事業を実施するか、関係者と役割を記載、図示すること。

--

【補助事業の従事者】

企業・団体名等	事業従事者		役割
	役職	氏名	

- ※人件費、謝金に計上できるのは本項で記載がある者のみです。
- ※人材派遣会社から派遣を受ける場合にもその予定を記載のこと。
- ※従事者が未定の場合は、氏名欄を空欄にして記載してください。

3 スケジュール

4 支出予定額積算書

(単位:円)

補助事業に要する経費(注1)	補助対象経費(注2)	補助率	補助金申請額 ※千円未満切捨て	主な支出項目の説明 (明細別添)
		1/2		

(注1) 補助事業に要する経費は消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。

(注2) 補助対象経費は消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。

※補助金申請額については、千円未満の端数を切り捨てること。

※積算の内訳が多岐になる場合は、別紙を作成して詳細に記載すること。

※補助金申請額とは、補助対象経費のうち補助金を希望する額で、その限度は、補助対象経費に補助率(要綱第3条別表による)を乗じた額になる。

様

岐阜県DX推進コンソーシアム理事長

岐阜県DX推進コンソーシアム デジタルインボイス活用促進事業
デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金
交付決定通知書

標記補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和6年 月 日付に申請のあった事業とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。但し、要綱と齟齬がある場合は該当部分を認めない。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 円

経費明細

（単位：円）

補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金額 ※千円未満切捨て
		1/2	

3 補助事業者は、要綱に従わなければならない。

別記第3号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県DX推進コンソーシアム理事長 様

住 所
名 称 (企業名)
(職、代表者氏名)

岐阜県DX推進コンソーシアム デジタルインボイス活用促進事業
デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金に係る
補助事業内容変更承認申請書

岐阜 DX 発第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業の内容を、下記のとおり変更したいので承認を申請します。

記

1 変更する項目

2 変更の内容及び理由

別記第4号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県DX推進コンソーシアム理事長 様

住 所
名 称 （企業名）
（職、代表者氏名）

岐阜県DX推進コンソーシアム デジタルインボイス活用促進事業
デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金に係る
補助事業 遅延・中止（廃止）承認申請書

岐阜DX発第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業を下記のとおり
遅延 中止（廃止） したいので申請します。

記

- 1 理由
※ 具体的に経緯等を記載すること。

- 2 現時点の事業及び経費の遂行状況

- 3 今後の予定

- 4 事業完了予定日（遅延の場合）
 中止（廃止）予定日

年 月 日

別記第5号様式（第9条関係）

年 月 日

岐阜県DX推進コンソーシアム理事長 様

住 所
名 称 (企業名)
(職、代表者氏名)

岐阜県DX推進コンソーシアム デジタルインボイス活用促進事業
デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金に係る
交付申請の取下げ書

岐阜 DX 発第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業について、下記の事由により交付申請を取り下げます。

記

取下げに至った経緯

岐阜県DX推進コンソーシアム理事長 様

住 所
名 称 （企業名）
（職、代表者氏名）

岐阜県DX推進コンソーシアム デジタルインボイス活用促進事業
デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金に係る
補助事業遂行状況報告書

岐阜 DX 発第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業に係る遂行状況について
下記のとおり報告します。

記

1 事業の遂行状況

①事業計画

②遂行状況

※報告時点でどのような状況であるか簡潔にコメントすること。

内 容	遂 行 状 況

2 経費の支出状況

（単位：円）

月 日現在支出済額	備 考

3 その他

※ 計画の遅れ、問題点等がある場合は記載すること。

別記第7号様式（第14条関係）

年 月 日

岐阜県DX推進コンソーシアム理事長 様

住 所
名 称 (企業名)
(職、代表者氏名)

岐阜県DX推進コンソーシアム デジタルインボイス活用促進事業
デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金に係る
事業実績報告書

岐阜DX発第 号で補助金交付決定を受けた標記補助事業を 年 月 日付けで完了しましたので、次の書類を添えて報告します。

記

事業実績及び収支決算

別紙のとおり

岐阜県DX推進コンソーシアム デジタルインボイス活用モデル推進事業
デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金
事業実績報告書

1 補助事業期間

開始日 年 月 日
終了日 年 月 日

2 事業の成果

【事業概要及びその成果】 200字以内 （※本項は公開されることがあります）

（1）実施内容と実績

※申請時の事業計画書の「事業内容」に対応させて、経過、実施結果等を説明してください。

・実施項目①

・実施項目②

・実施項目③

（2）今後の展開

※これまで実施した事業の成果を踏まえ、今後の展開（計画）等を説明してください。

注：適宜、参考となる資料を添付してください。

支出決算書

補助事業に要した経費 円
補助対象経費 円
補助金の額 円

(単位：円)

補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金額 ※千円未満切捨て
		1/2	

※支出報告書（支出総括表、種別毎の明細及び証拠書類の写し等）を添付のこと

別記第8号様式（第15条関係）

岐阜DX発第 号
年 月 日

様

岐阜県DX推進コンソーシアム理事長

岐阜県DX推進コンソーシアム デジタルインボイス活用促進事業
デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金
額の確定通知書

岐阜DX発第 号で補助金の交付決定した補助事業について、岐阜県DX推進コンソーシアムの規定により、標記補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

交付決定額	金	円
確定額	金	円

別記第9号様式（第17条関係）

年 月 日

岐阜県DX推進コンソーシアム理事長 様

住 所
名 称 (企業名)
(職、代表者氏名)

岐阜県DX推進コンソーシアム デジタルインボイス活用促進事業
デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金に係る
交付請求書

岐阜 DX 発第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業に係る補助金について、
下記のとおり交付を請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 _____ 円也

2 振込先

金 融 機 関 名	銀行（金庫）	支店
口座名義（ふりがな）		
預 金 の 種 別	普通	・ 当座
口 座 番 号		

3 発行責任者及び担当者

発行責任者（フルネーム）

担当者（フルネーム）

連絡先（電話番号）

岐阜県DX推進コンソーシアム理事長 様

住 所
名 称 (企業名)
(職、代表者氏名)

岐阜県DX推進コンソーシアム デジタルインボイス活用促進事業
デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金に係る
交付請求書

岐阜 DX 発第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業に係る補助金について、
下記のとおり概算払いによる交付を請求します。

記

1 補助金交付請求額 (概算払) 金 円也

2 1を申請する事由等 (証する書類、精算等)

3 振込先

金融機関名	銀行 (金庫)	支店
口座名義 (ふりがな)		
預金の種別	普通	・ 当座
口座番号		

4 発行責任者及び事業担当者

発行責任者 (フルネーム)
事業担当者 (フルネーム)
連絡先 (電話番号)

岐阜県DX推進コンソーシアム理事長 様

住 所
名 称 (企業名)
(職、代表者氏名)
担当者
(職、氏名)
(電話番号)

岐阜県DX推進コンソーシアム デジタルインボイス活用促進事業
デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金に係る
財産処分申請書

岐阜 DX 発第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業に関して、下記の財産を
処分したいので承認を申請します。

記

- 1 申請を行う事業課題
- 2 取得資産の品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

別記第10号様式の2（第20条関係）

取得財産管理台帳

区分	財産名	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年月日	保管場所	備考

- (注) 1 取得財産の処分を行う場合は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産について承認申請すること。
 2 財産名の区分は、(イ)備品、(ロ)機械装置、(ハ)無体財産権(産業財産権等)、(ニ)その他とする。
 3 数量等は同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

岐阜県DX推進コンソーシアム理事長 様

住 所
 名 称 （企業名）
 （職、代表者氏名）

岐阜県DX推進コンソーシアム デジタルインボイス活用促進事業
 デジタルインボイス連携基盤活用促進システム開発補助金に係る
 事業実施状況等報告書（ 年度補助事業）

岐阜DX発第 号で交付決定のあった標記補助事業に関し、 年度の事業実施等の
 状況について、下記のとおり報告します。

記

補助事業期間 年 月 ～ 年 月

事業実施状況報告 年度分
 （ 年 月 ～ 年 月）

1 補助事業終了後の事業計画の実施状況

別紙のとおり

【本報告書を記載された担当者の方について記載】

（※岐阜県DX推進コンソーシアム事務局より照会することがあります。）

部 署 名	
役 職 等	
氏 名	(ふりがな)
電 話 番 号	() -
メールアドレス	@

第 1 1 号様式 別紙

1 補助事業終了後の事業の実施状況

事業課題	
計 画	<p>※補助事業終了後 1 年目の報告に当たっては、第 8 号様式（事業実績報告書）の今後の展開を、2 年目以降の報告に当たっては、前年度の本様式の次事業年度以降の計画を記載すること。</p>
実 績	<p>※写真を挿入するなどして、わかりやすく記載すること。</p>
次事業年度 以降の計画	

2 事業実施状況（記載可能な事業者のみ記載）

事業者全体		補助事業に関するもの	
本年度売上高	千円	本年度売上高	千円
本年度経常利益	千円		

（注）額の算出の根拠となる資料を添付すること。

3 産業財産権（※特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を含む）の出願又は登録等実施の有無

有	り	
無	し	

（どちらかに○をつけること。）

※（有り）の場合に記載

産業財産権の名称	
出願又は登録番号	
提出又は登録年月日	
産業財産権の内容	
産業財産権の自社実施	売上 円（本年度分）
産業財産権の他への 実施権設定及び譲渡	相手先 条件 実施権設定 件 売上 円（本年度分） 譲渡 件 売上 円（本年度分）

※産業財産権が2件以上ある場合は、表を追加すること。